

# 特定非営利活動法人エンディングセンター

## 役員報酬規定

### (目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人エンディングセンターの定款第19条に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬及び費用の支給)

第2条 定款第19条1項の定めにかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、2項の定めにより、役員の職務を執行するために要した費用として、交通費等は別途支給することができる。

### (改廃)

第3条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### (補則)

第4条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

# 就業規則

特定非営利法人エンディングセンター

(4) 職員の行方が不明となり、1か月以上連絡がとれない場合であって、解雇手続をとらないとき。…  
1か月を経過した日

(5) 職員が解雇されたとき。…解雇の日

(6) その他、退職につき労使双方が合意したとき。…合意により決定した日

(自己都合による退職手続)

第48条 職員が自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職予定日の1か月前までに、団体に申し出なければならない。退職の申出は、やむを得ない事情がある場合を除き、退職届を提出することにより行わなければならない。

(退職及び解雇時の手続)

第49条 職員が退職し、又は第58条（解雇）の規定により解雇された場合は、団体から貸与された物品その他団体に属するものを直ちに返還し、団体に債務があるときは退職又は解雇の日までに精算しなければならない。また、返還のないものについては、相当額を弁済しなければならない。

2 団体は、その他必要な手続を行う。また、職員の権利に属する金品について返還するものとする。

3 退職し、又は解雇された職員が、退職証明書又は解雇理由証明書を請求したときは、団体は遅滞なくこれを交付するものとする。

4 退職し、又は解雇された職員は、退職し、又は解雇された後もその在職中に行った職務、行為並びに離職後の守秘義務に対して責任を負わなければならない。

5 退職し、又は解雇された職員が、前項に違反し、団体が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第6章 賃金

(賃金)

第50条 職員の賃金は、別に定める「賃金規程」による。

# 賃金規程

特定非営利法人エンディングセンター

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利法人エンディングセンター（以下「団体」という。）の職員の賃金に関する事項を定めるものである。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条（適用範囲）に定める職員に適用する。ただし、準常勤、パートタイマー、嘱託及びアルバイトである職員（以下「パートタイマー等」という。）の賃金に関する必要な事項について個別労働契約または別規程等により別段の定めをしたときはその定めによるによるものとし、本規則は適用しない。

## 第2章 賃金

### 第1節 月例賃金

#### (賃金の構成)

第3条 賃金の構成は次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 役職給
- (3) 諸手当
  - 特別手当
  - 通勤手当
  - 冬季手当
- (4) 超過勤務手当
  - 時間外勤務手当
  - 深夜勤務手当
  - 休日出勤手当

#### (基本給)

第4条 基本給は、職員各人の職務の内容、成果、意欲、遂行能力及び経験等を総合考慮のうえ決定する。  
2 基本給は、原則として年1回4月に、本人の勤務成績、団体の業績等を勘案して決定する。  
3 団体の業績や職員の勤務成績により、改定時期を延期し、又は改定を行わないことがある。

#### (役職給)

第5条 役職給は、職員の役職の責任及び役割に対して支給する。金額は役職や役割に応じて団体で決定する。

(特別手当)

第 6 条 特別手当は、職員の職務内容及び能力等考慮して支給することがある。金額は個別に団体で決定する。

(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、通勤に要する 3 ヶ月分の定期券代等の実費を、原則として 3 ヶ月毎に支給する。ただし、1 ヶ月あたりの金額の上限を 50,000 円とする。

- 2 前項に規定する通勤手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入職、退職、休職又は復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、第 15 条（中途職時等の場合の日割計算）の定めるところによる。
- 3 本条第 1 項に関わらず、マイカー通勤する者の通勤手当については、ガソリン代（マイカー通勤による諸経費の一部を含む）として、1 キロメールの単価×往復の通勤距離×通勤日数を支払うものとする。1 ヶ月あたりの支給金額の上限は 50,000 円とする。なお、1 キロメートル当たりの単価については、ガソリン販売価格等の情勢を考慮し、団体が必要に応じて見直すことがある。
- 4 原則として通勤交通費を受ける資格のある者は、本人の住居より勤務箇所までの直線距離が 2 km を越える者とする。ただし団体が認めた場合はその限りではない。

(冬季手当)

第 8 条 冬季手当は、関西事務所に勤務のマイカー通勤者に対し、冬季（11 月～3 月）の期間に限り、stattトレスタイル代として、月額 7,000 円を支給する。

- 2 本手当は、一賃金計算期間中の出勤日数が 10 日未満となる月は支給しない。

(変更の届出義務、不正の届出)

第 9 条 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合は、1 週間以内に団体に届けなければならない。

- 2 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則第 53 条（懲戒の事由）に基づき懲戒処分を行うことがある。

(超過勤務手当)

第 10 条 超過勤務手当は、次の算式により計算して支給する。ただし、就業規則第 22 条（適用除外）に該当する者は、第 1 号及び第 2 号の時間外、休日に関する割増賃金は適用しない。

- (1) 時間外割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{特別手当}}{1 \text{か月平均所定労働時間}} \times (1.25) \times \text{時間外労働時間数}$$

- (2) 休日割増賃金（法定の休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{特別手当}}{1 \text{か月平均所定労働時間}} \times (1.35) \times \text{法定休日労働時間数}$$

---

1か月平均所定労働時間

(3) 深夜割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職給} + \text{特別手当}}{1\text{か月平均所定労働時間}} \times (0.25) \times \text{深夜労働時間数}$$

## 第2節 賃金の支払いと計算

(賃金の支払方法)

第11条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、職員が希望した場合は、その指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

(賃金の控除)

第12条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険及び厚生年金保険の保険料（介護保険料を含む。）の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 労使協定により賃金から控除することとしたもの

(1か月の平均所定労働日数及び平均所定労働時間)

第13条 この規程における1か月あたりの平均所定労働日数は、「年間所定労働日数÷12」とする。

2 この規程における1か月あたりの平均所定労働時間は、「平均所定労働日数×1日所定労働時間数」とする。

(賃金の計算期間及び支払日)

第14条 賃金は、前月11日から当月10日までの分について、当月25日に支払う。ただし、賃金支払日が金融機関の休日にあたるときは、その直前の金融機関営業日に支払う。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は親族の葬儀を行い、その臨時の費用を必要とする場合
- (3) 職員が死亡した場合
- (4) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷する場合その他特別の事情があると団体が認めた場合

(中途入職時等の場合の日割計算)

第 15 条 賃金計算期間の途中に入職、退職、休職又は復職した場合は、その月の賃金を下記の算式により計算して支払う。

(1) 基本給及び役職給、特別手当

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職給} + \text{特別手当}}{\text{当該月の所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

(2) 通勤手当

通勤手当については、出勤日に要した実費を支給する。

(欠勤等の場合の時間割計算等)

第 16 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として 1 日又は 1 時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、一賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額のすべてを支給しないものとする。

(1) 遅刻・早退・私用外出等の控除

$$\frac{\text{基本給} + \text{特別手当}}{1 \text{か月平均所定労働時間}} \times \text{不就労時間数}$$

(2) 欠勤控除

$$\frac{\text{基本給} + \text{特別手当}}{1 \text{か月平均所定労働日数}} \times \text{不就労日数}$$

(休暇等の賃金)

第 17 条 就業規則第 23 条（年次有給休暇）及び就業規則第 26 条（特別休暇）に定める休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 次の休暇及び休業期間等は無給とする。ただし、団体が必要と認めるときは、賃金の全部又は一部を支給することがある。

(1) 公民権行使の時間

(2) 産前産後休業

(3) 母性健康管理のための休暇等の時間

(4) 生理日の措置の日又は時間

(5) 育児時間

(6) 育児・介護休業期間（勤務時間の短縮の場合は短縮された時間）

(7) 子の看護休暇及び介護休暇

3 団体の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1 日につき平均賃金の 6 割とする。

### 第3章 その他

#### (規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、運営委員会で審査し理事会の決議による。

#### 附 則

- 1 この規則は、2008年4月11日に制定、実施する。
- 2 この規則は、2016年1月11日に改定、実施する。
3. この規則は、2022年4月11日に改定、実施する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター	事業年度	R3年4月1日～R4年3月31日
-----	---------------------	------	------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費収入	29,153,000円
課題を追及する葬送の普及事業収入	12,567,240円
葬送支援事業収入	1,994,867円
調査研究・出版事業収入	77,077円
講座・シンポジウム開催事業収入	11,549円
教育・研修事業収入	0円
寄付金収入	2,937,605円
利息収入	930円
その他収入	45,455円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	46,787,723円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		7,664,551 円	墓地の企画料
		3,167,531 円	墓地の企画料
		227,368 円	死後サポート収入
		200,000 円	死後サポート収入
		150,000 円	死後サポート収入

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,056,000 円	会報誌作成・印刷
		1,614,000 円	記帳代行料等
		1,440,000 円	事務所家賃
		1,360,980 円	会報誌発送作業代行等
		1,045,465 円	事務委託

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

#### イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

## 口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

#### ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

### 3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	R3年4月1日～R4年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
14人	15,104,058円

## 5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

## 6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

## 認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	<input checked="" type="radio"/>	
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区分	項目 ①	役員数 ②	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ③	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④	割合 (④÷①) ⑤
Ⓐ R3年4月1日～R4年3月31日	8人	0人	%		0人	%
Ⓑ 年月日～年月日	人	人	%		人	%
Ⓒ 年月日～年月日	人	人	%		人	%
Ⓓ 年月日～年月日	人	人	%		人	%
Ⓔ 年月日～年月日	人	人	%		人	%
Ⓕ 年月日～年月日	人	人	%		人	%
申請時	人	人	%		人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ						

## (注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表(次葉)

ハ

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ						

Ⓐ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無						

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ～Ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」と規定のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「①」については、イに記載する各期間(「Ⓐ」から「①」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「①」については、イに記載する各期間(「Ⓐ」から「①」)を示したものです。	

記載要領の補足

- 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

## 書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

## 役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
役員数	8人	人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	
井上治代		理事		○					就任 平成19年7月17日
鈴木和子		理事		○					就任 平成19年7月17日
山根千代		理事		○					就任 平成22年6月19日
塚本忠昭		理事		○					就任 平成27年6月6日
岡本一恵		理事		○					就任 平成28年6月5日
竹内純一		理事		○					就任 令和2年6月11日
野口和子		理事		○					就任 令和元年6月15日
高鳥久代		監事		○					就任 令和2年6月11日

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト使用 ルーズリーフ	週1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト使用 ルーズリーフ	週1回	7年
現金出納帳	表計算ソフト使用 ルーズリーフ	都度	7年
棚卸資産台帳	表計算ソフト使用 ルーズリーフ	月1回	7年
固定資産台帳	表計算ソフト使用 ルーズリーフ	年1回	7年
給与台帳	給与ソフト使用 ルーズリーフ	月1回	7年

## (記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター							チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること								<input type="radio"/>
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと								
□ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関する特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附を行わないこと								
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること								
二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								
<b>イ</b>								
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
<b>□</b>								
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関する特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="radio"/>				
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>						
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">同 意</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/>する</td> <td>しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="radio"/> する	しない
同 意						
<input checked="" type="radio"/> する	しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
二	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</li> <li>・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引</li> </ul> <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。）</li> <li>b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</li> </ul> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

## (注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

## 認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター
-----	---------------------

## 認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄					
	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

## 認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政手続の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	<input checked="" type="radio"/>					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

## 認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄					
	<input type="checkbox"/>					
事業年度	月 日～ 月 日		設立年月日	平成 年 月 日		

## (注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人エンディングセンター	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		<input checked="" type="radio"/>
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
<input checked="" type="checkbox"/> イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの <input type="checkbox"/> ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup>		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時に、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
<input checked="" type="checkbox"/> イ 暴力団 <input type="checkbox"/> ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
<input checked="" type="checkbox"/> イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 <input type="checkbox"/> ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無		有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
二 暴力団の構成員等の有無		
3 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
4 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
5 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
<input checked="" type="checkbox"/> イ 暴力団 <input type="checkbox"/> ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		はい・いいえ <input checked="" type="radio"/>